

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（経営管理課）

### 一 趣旨

埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立循環器・呼吸器病センターの病床数を変更し、新たに埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所を設置し、並びに病院事業に係る料金の額を改定するための改正

### 二 内容

#### (一) 病床数の変更

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県立小児医療センター

(二) 埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所の設置

#### (三) 料金の設定及び改定

ア 附属岩槻診療所における短期入所費用の新設

イ 駐車場料金の新設

ウ 診断書、証明書料金の改定

### 三 施行期日

公布の日から一年を超えない範囲内において規則で定める日

ただし、二(三)ウについては平成二十八年四月一日、二(一)アについては公布の日から一年三月を超えない範囲内において規則で定める日